

廃 第 1 3 4 号

令和 2 年 4 月 3 0 日

島根県中小企業団体中央会 会員各位

島根県環境生活部廃棄物対策課長

中小企業等における PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業について

日頃から本県の廃棄物行政推進についてご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、環境省から下記のとおり PCB 使用照明器具の LED 照明器具への交換を支援する補助事業について連絡がありましたのでお知らせします。

記

1 補助事業の概要

裏面資料のとおり

2 補助事業の執行団体

一般財団法人 栃木県環境技術協会<<http://tochikankyou.com/hojo/index.html>>

※応募書類等は事業開始時までにホームページに掲載される予定です。

3 補助事業に関する問い合わせ先

メールアドレス：<tochikankyou.hojo@nifty.com>

電話番号：028-671-1781

※公募内容に関する問い合わせは、事業開始後(5月7日(木)以降)にお願いします。

4 公募期間

令和 2 年 5 月 7 日(木)～令和 3 年 1 月 29 日(金)15 時まで

島根県環境生活部廃棄物対策課

担当：藤井、大田

TEL：0852-22-5261,6167

FAX：0852-22-6738

中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

- 目的：中小企業等を対象に、PCB使用照明器具のLED照明器具への交換等を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図る。
- 対象事業の要件：
 - (1) PCB使用照明器具の調査事業：昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査
 - (2) PCB使用照明器具のLED照明への交換事業：使用中のPCB使用照明器具のLED照明器具への交換（交換にあたってはリースによる導入も補助対象とする。）
 ※いずれも、PCB使用照明器具の早期処理が確実であること。
- 補助金の交付額：
 - (1) PCB使用照明器具の調査費用の10分の1（上限50万円）
 - (2) 工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の3分の1
- 補助対象：
 - ・中小企業者
 - ・中小企業規模相当の法人や地方公共団体
 - ・個人事業主又は個人
 - ・その他環境大臣の承認を経て協会が認める者
 - ・リース方式により照明器具を導入するリース会社
- 事業実施期間：**令和2年度**（※北海道・東京事業地域は令和2年度～令和4年度）
- 本年度の公募期間：令和2年5月7日(木)～**令和3年1月29日(金) 15時まで**

